

2020年9月15日

## 第10回：外資企業の休眠

休眠とは、休業届けを提出し、会社登記を維持したまま、事業活動を停止すること。休業には特段の費用が掛からないため、将来的に事業再開の可能性がある場合（若しくは、会社清算を決めきれないとき）の暫定的な対応。但し、年度の税務申告等、一定の手続は必要。

但し、中国には休眠制度は無い。

よって、これは選択肢にはならないが、実務対応により、類似の効果を出す方法は無いかを検証する。

## 1. 企業の活動停止

「会社法」・第211条には、『会社設立後、正当な理由なく、6ヶ月を超えて営業を開始しない場合、若しくは、開業後、やむを得ない理由なく、6ヶ月間超の期間、連続して活動を停止した場合、会社登記機関（市場監督局）は、会社の営業許可証を取り消すことができる』と規定されている。

また、「企業法人登記管理条例」・第20条には、『企業法人が活動を休止（中国語：歇業）した場合、取消された場合、破産宣告した場合、若しくは、その他の原因で営業を終了した場合、会社の登記機関（市場監督局）で抹消手続をしなければならない』ことが規定されている。

☆ 企業が6ヶ月超活動を停止した場合、法的には会社登記の抹消が義務付けられる。休眠は制度が無く、認められない（注）。

注：外国企業・外国人には無関係だが、「定期定額徴税方式を採用する個人経営者（中国語：个体戸）、若しくは、定期定額の徴税に基づき管理する個人独資企業の場合、税務登記管理弁法・第21条～25条で、操業休止手続（市場監督局に対する休業の登記）が認められている。

## 2. 登記抹消要請に関する実務

法律上は、上記1の通りで、休眠制度は無く、活動停止は会社清算への移行を意味する。但し、実務上検証が必要となるのは、以下の点。

- 活動停止というのは、どのような状況を指すのか。
- 行政機関は、どの程度厳格に管理を行っているのか。

上記について、上海市・広州市の市場監督管理局に実務状況をヒアリングした結果、会社が一時的に操業を止める場合、これを認める手続（操業休止の登記）は無い。

但し、期限通り年度報告（年一回のオンライン手続）を行い、会社の担当者と電話連絡ができる場合、通常、営業許可証の取消までは求めないとの回答（注2）。

注2：今回の新型コロナウイルスのような特殊事情下においては、状況説明をすれば、（6ヶ月ではなく）感染防止危険終了まで、活動停止期間を延長することができるとの回答。このように、状況によって個別裁量が働く場合もある。

かつては、発票を発行しない月が2～3か月続くと、税務機関が税務登記の抹消を要請する傾向があり、その後、企業登記抹消（清算）を余儀なくされた。

但し、上海・広州の税務機関でのヒアリングでは、双方、収入が無い状況が続いても、毎月適切に税務申告をすれば（収入ゼロの前提）、問題ないとの回答。

☆ 上記の市場監督局・税務局でのヒアリングでは、会社として実質的な活動を停止し、収入が無い状況が継続しても、毎月の税務申告と年度報告を適切に対応すれば、会社登記抹消は不要という回答。

かつてに比べると、行政機関の対応は柔軟になっている。

尚、税務申告・年度報告を適切に実施しないと、経営異常者リストに掲載され、情報公開されるだけでなく、法定代表人、その他の情報が公安、税関、税務局等の政府機関に通告される点に注意が必要。

⇒ 日本の休眠制度においても、休眠期間中の確定申告、役員交代登記は必要となる。

### 3. 実質的な休眠の実務上の問題点

税務申告・年度報告を適切に行えば、企業の経営活動を停止することも可能であり、この点は、日本の休眠とほぼ同じ状況を実現できるが、以下の手間・コストが発生する。

- 中国では月次の税務申告が必要。  
⇒ 確定申告のみが要請される日本に比べると手間がかかり、記帳代行会社などに対する委託コストが生じる。
- 中国は、原則としてペーパーカンパニーが不可であり、物理的なオフィスと社員（社会保険納付必要）の存在が必要条件として挙げられる。  
よって、収入0申告を継続する場合でも、オフィス家賃と最低1名の人件費・社会保険料が必要コストとなる。

但し、人員に関しては、かつて行政機関による共同年次検査が実施されていた時代（2014年以前）は、社員不在の会社は営業許可証の更新ができなかった。最近では、社員無しでも問題提起を受けない事例が増えている。

⇒ この点はリスクはあるが、一定期間であれば状況を見て判断可能。

オフィスについては、特定の地域では行政機関黙認で登記住所借りが行われている。それ以外の地域では、サービスオフィスとの契約などの形で、最低限のスペースを確保する必要がある。

上記が、実質的な休眠の必要コストとなる。

以上